

# 平成27年度介護保険制度改正の主な内容について

平成27年3月 大分県高齢者福祉課

いわゆる「医療介護総合確保推進法」（平成26年6月25日公布）に基づき、介護保険制度が改正され、平成27年4月より施行されます。

今回の改正は、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としており、その主な内容は次のとおりです。

（※施行期日は、項目によって異なります。）

## 1. 地域包括ケアシステムの構築（サービス提供体制の見直し）

### （1）サービスの充実（地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実）

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化
- ⑤介護予防の推進
- ⑥地域包括支援センターの機能強化

### （2）重点化・効率化（介護サービスの重点化・効率化）

- ①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援（市町村）事業への移行  
・介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直す。

※1. 財政負担割合については改正前と同じ

（国：25%、県：12.5%、市町村：12.5%、保険料：50%）

2. 段階的に移行（平成29年度まで）

- ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化  
・原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化（既入所者については経過措置あり）  
・他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認める。

## 2. 費用負担の見直し

### （1）低所得者の保険料軽減の拡充

- ①低所得者の1号保険料の軽減強化等  
・介護保険の1号保険料について、給付費の5割とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減割合を拡大する。  
（※軽減対象：市町村民税非課税世帯、第1～第3段階）

(保険料基準額に対する乗率)

区分	現行	改正後(H27.4.1~)	改正後(H29.4.1~)
第1段階	0.5	0.45	0.3
第2段階	0.75	0.75	0.5
第3段階	0.75	0.75	0.7

- ※1. 第一弾として、平成27年4月から市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方を対象として実施
2. 消費税10%引上げ時に市町村民税非課税世帯全体を対象として実施
3. 区分は新区分(旧第1・2段階→第1段階、旧特例3段階→第2段階)

②保険料に係る所得段階区分の見直し(多段階化)

第1号被保険者の保険料に係る所得段階区分について標準6段階から標準9段階への見直しを行う。

(2) 重点化・効率化(所得や資産のある人の利用者負担の見直し)

①一定以上の所得のある利用者の自己負担の見直し

【負担割合の引上げ】

これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の負担割合を2割とする。

- ※被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の方  
(年金収入で、単身:280万円以上、夫婦:346万円以上)

【負担上限の引上げ】

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険現役並み所得に相当する方について引上げ

- ※1. 37,200円/月・世帯 → 44,400円/月・世帯  
2. 医療保険現役並み所得:年金収入383万円以上

②補足給付の見直し(資産等の勘案)

低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」について、資産を勘案する等の見直しを行う。

※1. 預貯金等の勘案

一定額超の預貯金等がある場合には対象外とする。  
(単身:1,000万円超、夫婦:2,000万円超)

2. 配偶者の所得の勘案

世帯分離されており、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外とする。

3. 非課税年金収入の勘案

補足給付の支給額の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案する。

※1. 制度改正の内容については、下記資料「平成27年度介護保険制度改正について(概要)」もご参照下さい。

2. また、詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2015/02/tp0219-1.html>

(6) 老健局 プレゼン資料